

No.5

貯蓄性の準公的年金制度の問題点
—小規模企業共済を中心として—

1999年1月

名古屋市立大学経済学部附属経済研究所

下野 恵子

足立雄一税理士事務所

足立 雄一

貯蓄性の準公的年金制度の問題点 —小規模企業共済を中心として—

名古屋市立大学経済学部附属経済研究所 下野恵子
足立雄一税理士事務所 足立雄一

<要旨>

この論文では、公的年金制度を補完する制度である厚生年金基金、適格退職年金、中小企業退職金共済、特定退職年金共済、小規模企業共済、国民年金基金の6つの制度のうち、準公的年金制度として取り扱うのは不適當であると思われる小規模企業共済、国民年金基金の問題点を具体的に指摘する。これら2つの制度は、準公的年金として税制上の優遇措置を受けているにもかかわらず、任意加入であり、掛金も一定の範囲であるが自由に変更できる。つまり、個人貯蓄に非常に近い制度である。

これらの制度は任意加入であるため、加入者は高所得者に偏り、高所得者にとって、市場金利以上の収益が保証され、節税も可能という有利な金融商品となっている。この論文では、定期預金と比較した場合の収益の差、および、節税可能額を具体的に算出する。

これら2つの制度は税金で維持されており、また、高い収益率の一部は最終的には税金から補填せざるを得ない。このような任意加入の制度を公的な制度として維持する必要はなく、民営化を考えるべきではないか。

<英文題名>

Is *Shokibo Kigyo Kyosai* (quasi-public pension for self-employers) suitable to a public organised pension?

1. はじめに

急激な高齢化とともに、公的年金制度の改正が重要な政策課題となっている。現行の公的年金制度の問題を複雑にしているのは、厚生年金・共済年金が実際には賦課方式に移行しているにもかかわらず、一般の人々には積立方式であると誤解されており、積立方式の給付額決定が維持されていることである。そのため、田近・金子・林(1996)をはじめ、多くの論者によって公的年金を積立方式にすることが提案されている。

公的年金に関する分析は別の機会に譲るとして、この論文では、国民年金、厚生年金、各種共済年金からなる公的年金制度を補完する制度として存在する、厚生年金基金、適格退職年金、中小企業退職金共済、特定退職金共済、小規模企業共済、国民年金基金の6つのうち、準公的年金制度として扱うのには不相当であると思われる国民年金基金、小規模企業共済の問題点を具体的に指摘する。これら6つの制度を“準公的年金”と呼ぶのは、税法上、国民年金、厚生年金、共済年金という公的年金以外で「公的年金控除」の対象となっているためである。これらの制度は公的年金と同様に、拠出、積立、給付の各段階で、税制上の優遇措置を受けている(表2を参照)。

2節では、準公的年金制度のうち国民年金基金と小規模企業共済は、貯蓄性の強い準公的年金であることが指摘される。3節では、歴史の長い小規模企業共済を例にとって、貯蓄性の国民年金基金、小規模企業共済を準公的年金として扱っていることの不合理性を具体的に論じる。これらの制度は高所得者にとって有利な資金運用手段となっており、本来の公的年金を補完するという役割を逸脱する可能性が高い。準公的年金を含めて公的年金制度は国民の老後生活を安定させるのが目的であり、高所得者を優遇する制度ではないはずである。4節はまとめである。

2. 準公的年金制度

(1) 貯蓄性の強い小規模企業共済と国民年金基金

この節では準公的年金制度として、厚生年金基金、適格退職年金、中小企業退職年金共済、特定退職金共済、小規模企業共済、国民年金基金の6つの制度の性格を明らかにする。

6つの公的年金補完制度の概要をまとめたものが、表1である。これらの6つの制度を給付原因に基づいて分類すると、次の3つに分類できる。

<表1 準公的年金制度>

(a) 拠出に基づく賦課方式の年金給付。準公的年金制度のうち厚生年金基金がこれに該当する。国民年金、厚生年金、共済年金という公的年金と同様に、高齢者への給付は働く世代の拠出でまかなわれるという「世代間扶養」の考え方に基づいて物価スライドを前提に年金が給付される。

(b) 過去の勤務に基づく年金給付。準公的年金制度のうち適格退職年金、中小企業退職金共済、特定退職金共済がこれに該当する。これらの制度は、過去の勤務に基づきその勤務の対価として支給される年金であり、退職を原因として支給される。支給金額の受取方法は、退職一時金と年金（分割退職金）のいずれかの選択が可能である。その掛金は企業負担のみが認められているが、適格退職年金では労働協約、就業規則等の規定により本人が負担をし、年金の積増しをすることが可能である。加入資格及び年金、共済金の負担等については、労働協約、就業規則等による一定の条件に基づいて規定されている。

なお、中小企業退職金共済と特定退職金共済は、加入資格が異なり、また、監督官庁がそれぞれ労働省と大蔵省と異なるが、制度自体は非常によく似ている。

(c) 加入者の過去の貯蓄に基づく年金給付。準公的年金制度のうち小規模企業共済と国民年金基金がこれに該当する。上記の(a)、(b)の制度とは異なり、年金の加入が加入者の意思に委ねられている。掛金についても加入者が任意に選択することが可能である。小規模企業共済の場合は、毎月の掛金の下限（月額1,000円）と上限（月額70,000円）の設定はあるものの、その範囲で加入者が掛金を任意に選択することが可能である。同様に国民年金基金の場合は、月額30,000円から68,000円の範囲で掛金を自由に決定できる。

(a)と(b)の準公的年金制度は、原則として加入が強制されており、労働協約、就業規則等により掛金も給与もしくは勤続年数等により定められているのに比べ、(c)の制度は、加入の有無、掛金の金額の決定とも加入者の意志に委ねられている。また、掛金も小規模企業共済と国民年金基金のみが全額本人負担となっている。このような加入の任意性、共済掛金の自由選択性から判断して、準公的年金制度のうち、小規模企業共済および国民年金基金は、(a)や(b)の制度と比較して、公的年金の補完制度というよりは、貯蓄性が強く個人年金の色彩が濃い。

(2) 準公的年金の税務上の取り扱い

年金収入を給与所得と分類していた頃のものであるが、藤田(1983)は、年金を公的年金、企業年金(厚生年金基金、適格退職年金)、個人年金の3つに区分し、その課税を拠出段階、年金給付段階、運用益課税段階の3段階に分けて図表により簡潔に説明している。さらに、藤田(1983)は、公的年金給付の主たる財源が、受給者本人と企業が負担した年金保険料の積立金ではなく、現役の勤労者の年金負担金および国庫負担金によっているという事実(高山(1980)によると、当時の国民年金の年金給付額中、現役世代の保険料が67%、国庫負担金が20%となる)から、公的年金を給与所得として扱うのは適当でないと述べている。そのような批判を受けて、昭和63年には所得税が改正され、年金収入は雑所得に分類されることとなった。

所得税改正後については、太田(1992)が藤田と同様の表を作成している。その後、平成3年には適格退職年金に対する積立段階の課税について、法人税法第83条~第86条(退職年金積立金に対する法人税)の改正が行われた。この改正により、一定の要件を満たす適格退職年金については、厚生年金基金に準ずる年金積立金に対する特別法人税1%(法人税法第87条)の非課税措置が採られた。

ここでは、準公的年金制度について詳述するのが趣旨であるため、藤田、太田の記述を参考として、準公的年金制度に対する税制の適用をまとめた。それが表2である。

<表2 準公的年金制度に対する税制>

準公的年金制度の拠出、積立、給付の各段階における税務上の取扱いは以下のようにまとめられる。

<拠出段階における課税> 拠出段階における掛金のうち事業主負担部分については、原則として法人税法上損金(株式会社等事業主が法人の場合)または所得税法上必要経費(事業主が個人の場合)に算入され非課税措置がとられている。本人負担部分に対する課税関係については、厚生年金基金制度の掛金が社会保険料控除の適用を受け非課税とされる。また、本人負担しか認められていない小規模企業共済と国民年金基金の掛金についても控除限度額の全額が非課税扱いとなっている。所得税法第75条によれば、小規模企業共済の場合、小規模企業共済等掛金控除の適用を受け月額7万円、年額84万円が最高限度額となり、掛金の全額が所得控除の対象とされる。国民年金基金の場合には月額6万8

千円、年額 81 万 6 千円が所得控除の対象となる。

これらの諸控除と異なり従業員が適格退職年金の掛金を負担した場合（適格退職年金制度では、法人税法施行令第 159 条の規定により掛金は原則として被用者である事業主が払い込むこととなっているが、法人税第 84 条の規定により従業員の掛金負担を実質的に認めている）については、最高限度が年額 5 万円を限度とする生命保険料控除（所得税第 76 条 3 項 4 号）の対象とされる。なお、中小企業退職金共済と特定退職金共済においては、本人負担を認めていないため加入従業員の課税関係は発生しない。

平成 8 年度年次経済報告では「より豊かな老後生活を確保するという私的年金等の特性を踏まえ、今後とも公的年金と私的年金等の適切な役割分担を行っていく必要がある」と述べているが、準公的年金制度間においてさえ、適格退職年金については本人負担分について生命保険料控除しか認めていない等、税制面での取扱いに差がある。

その他の年金機能を持っている財形年金制度（勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度、租税特別措置法 4 の 2）、生命保険会社が行っている個人年金制度（個人年金に対する生命保険料控除制度、所得税法第 76 条）、損害保険会社が行っている個人年金制度（個人年金に対する所得控除の適用無し）等についても、その税務上の取り扱いにさらに大きな差異が認められ、各制度間の課税が公平に保たれていない。

＜積立段階における課税＞ 積立段階における年金積立金の運用益に対する課税については、中小企業退職金共済、特定退職金共済、小規模企業共済、国民年金基金については、積立金は非課税とされている。厚生年金基金制度には、厚生年金保険の報酬比例部分を単に代行する「代行型」の厚生年金基金と、代行部分とは別の年金を上乗せする「加算型」の厚生年金基金とがある。厚生年金の代行を行う「代行型」は当然終身年金であるが、「加算型」の場合は加算部分の厚生年金基金のうち 50 % を終身年金として給付すれば、残りを有期年金とすることが認められている。これらの積立金に対しては、国家公務員共済並の給付を行うため必要とされる積立額を超える部分（代行給付の 2.7 倍）に対して、1 % の税率による特別法人税が適用されている。適格退職年金の場合、従業員拠出部分をのぞく積立金に対して 1 % の特別法人税が課税される。ただし、終身年金とすることによって、積立金に対する非課税の適用を受けることができる。

＜給付段階における課税＞ 給付段階においては、受給形態によって課税方法が変わってくる。適用される税法も年金受給者によって異なり、受給権者の生存中の受給については所得税が適用され、死亡後の受給には遺族年金もしくは遺族に残された退職金として相

続税が適用される。受給権者の生存中の受給は、年金給付と一時金給付とにより課税の方法が異なる。年金給付の場合は所得税法第35条により雑所得と分類され、給付を受ける年齢により異なる公的年金控除を控除した残額が総合課税される。一時金給付の場合は、所得税法第30条により退職所得と分類され、勤務年数に応じた退職年金控除を控除した残額の2分の1が退職所得として分離課税される。

現行の租税体系のもとでは、一時金給付の方が格段に所得税負担が小さくなり、年金の形での給付を選択しにくくなっている（足立(1998)を参照）。今後予想される公的年金給付水準の低下を考慮すると、将来的には準公的年金制度により多くが期待されるようになる。それゆえ、現行の税制とは逆に、むしろ年金給付（分割給付）の選択に対して税制上の優遇を与えるべきではないだろうか。

さて、表2より、拠出額の決定が個人に任されていること、拠出額の変更が可能なことで個人貯蓄にきわめて近似しているにもかかわらず、小規模企業共済、国民年金基金制度が、課税の各段階で有利な扱いを受けていることが明らかになった。具体的には、拠出段階で全額社会保険控除の対象となり、積立金は非課税扱いであり、給付段階でも公的年金控除の対象となっている。

次節では、小規模企業共済をとりあげ、その問題点を明らかにする。国民年金基金も加入が任意であり、一定の範囲で掛け金が自由に設定できるという点では小規模企業共済と同様である。しかし、創設が平成3年とごく新しいのでここでは、昭和40年に設立され比較的長い歴史を持つ小規模企業共済を分析の対象としてとりあげる。

3. 小規模企業共済と制度上の問題点

(1) 小規模企業共済の概要

小規模企業共済は、昭和40年に小規模企業事業主のために制定された。小規模企業の個人事業主や小規模の会社等の役員（小規模企業者）が事業を廃止したり退職した場合に、生活の安定や事業の再建等を図るために、小規模企業者の相互扶助の精神にもとづき、自ら資金を拠出して運営される任意加入の共済制度である。監督官庁は通産省中小企業庁であり、中小企業事業団により運営されている。表3によれば、平成8年度末の在籍件数は221万6千件である。また、共済資産は平成7年度末現在で5兆6千億円となっており、小規模企業共済の事業運営費として平成9年度には66億円（通産省の平成9年度中小企

業対策予算総額 1.323 億円) が計上されている。

<表 3 小規模企業共済の加入状況>

昭和 40 年の制度制定以来加入件数、在籍件数とも順調に増加してきたが、平成 5 年に解除件数が加入件数を上回り、在籍件数はそれ以来 3 年間連続して減少している(表 3 を参照)。このような在籍件数の減少は、企業数の減少が主な原因と考えられる。総務庁が 5 年に一度行っている『全国事業所・企業数統計』によれば、平成 8 年 10 月 1 日現在の事業所数は 672 万事業所となっており、平成 3 年事業所統計調査と比較して 4 万事業所の減少(0.6%減)となっている。事業所数の減少は、総務庁の調査開始以来初めてであり、小規模企業共済の在籍件数の減少と一致している。また、事業所数の減少の理由としては、バブルの崩壊、事業後継者の問題等が考えられる。

<表 4 小規模企業共済の規模>

ここで小規模企業共済の財政規模を理解するために、加入者(在籍件数)と総資産を他の準公的年金制度と比較したものが、表 4 である。比較対象としては、民間企業勤労者に対する代表的な準公的年金制度である厚生年金基金と適格退職年金をとり上げる。加入者数で比較すると、厚生年金基金 1,220 万人、適格退職年金 1,070 万人に対して、小規模企業共済は 223 万人と、厚生年金基金の 18%、適格退職年金の 20%の規模となっている。一方総資産では、厚生年金基金 38 兆円、適格退職年金 17 兆円に対して、小規模企業共済は 5 兆 6 千万円と、それぞれの総資産の 15%と 33%の規模となっている。

一人当たり資産にすると、小規模企業共済は、厚生年金基金の 311 万円と適格退職年金の 158 万円との中間に位置し、250 万円となっている。適格退職年金と比べると、加入者数に比べ総資産が大きくなっている。小規模企業共済の 1 人当たり資産が大きい理由は、掛金の上限が高く設定されていること、掛金に対する税務的恩恵に求められる。もし小規模企業共済を個人事業者のための退職金の積立制度と見なせば、平均的勤労者の退職金制度である適格退職年金の 158 万円を超えており、“個人事業者の老後の生活の安定をはかる”という制度の目的を十分達成していると考えられる。しかし、実際には、この制度は必ずしも制度の設立目的にそったものとなっていない。その点をこの節の(2)及び 4 節

で詳しく論じる。

(2) 小規模企業共済の制度上の問題点

小規模企業共済創設の趣旨は、小規模企業の個人事業主や小規模の会社等の役員（小規模企業者）が事業を廃止したり退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図ることであり、相互扶助の精神にもとづき、自ら資金を拠出して行われる任意加入の共済制度となっている。その目的を達するために、このあとの4節でみるように、高い運用利率と税務上の有利な取扱いを制度化している。

しかし、本来の創設趣旨とは異なる制度上の問題点が存在する。その問題点とは、制度加入が任意であり加入のチェックが厳格に行われていないことと、一旦加入してしまえば共済金支払いのチェックも加入と同様厳格に行われていないことである。具体的な例としては、次のようなケースがあげられる。

まず、個人事業経営者が法人を所有している場合である。個人事業主が小規模企業共済に加入し、さらに法人を経営しこの法人の被雇用者として厚生年金に加入している場合がある。この場合小規模企業共済と厚生年金に二重に加入できる。日本の公的年金制度は基本的に職種別であるため、このように事業者としての立場と被雇用者としての立場を使い分けて二重に加入することを想定していないので、二重加入のチェックが行われていない。具体的には、病院等の個人事業経営者が、法人組織でメディカルサービス法人、不動産サービス法人等を経営している場合が該当する。

また、法人経営者が複数法人を所有している場合にも問題が生じる。分社化等経営戦略上複数企業の役員となっている場合、従業員の少ない法人を使えば従業員の多くいる企業の経営者も小規模企業共済への加入が可能となる。この場合も小規模企業共済と厚生年金に二重に加入できる。具体的には、従業員20人以下の小規模企業を経営して小規模企業共済に加入し、その他の法人で厚生年金に加入している法人経営者が該当する。

さらに、制度加入後規模が拡大した場合にも問題が起きる。小規模企業共済加入時には従業員数が加入資格以下（20人以下）であっても、中途から従業員数が加入資格以上になる場合も多い。この場合、加入時のチェックも脱退時のチェックも自主申告であるため、加入条件が守られていない可能性が高いと思われる。

以上のようなケースで、収入金額の大きい富裕階級が、小規模企業共済に加入し掛金の加入限度額まで積立していた場合、定期預金に比べ高い収益を期待できる貯蓄効果が働き、

なおかつ、所得税法上の大きな節税効果が働く。次の4節では、具体的な収益と節税効果を計算する。

4. 小規模企業共済の金融商品としての優位性

(1) 小規模企業共済と定期預金の比較

ここでは小規模企業共済の掛金と給付金の運用益の優位性を貯蓄との比較で明らかにする。その前に、小規模企業共済の掛金の積立限度額が、サラリーマンの厚生年金の個人負担額と比較しどのような標準報酬区分に該当するかについて述べる。現在の小規模企業共済の掛金の受入れ最高限度額は月額7万円となっている。月額7万円の負担とは、標準報酬月額53万円の厚生年金の保険料（労使合計）68,502円と標準報酬月額56万円の厚生年金の保険料72,380円との間に該当する金額であり、年収1,000万円程度のサラリーマンの支払う厚生年金保険料に相当する。

次に小規模企業共済が掛金の運用利回りの優位性を持つことを明確にするために、小規模企業共済の利回りと定期預金利回りとの比較を行った。なお、小規模企業共済は平成8年4月に改正され、利回りを大幅に低下させている。ただし、それ以前に積み上げられてきた元利合計については、完全に保障されることになっている。そのため、この論文では、平成7年12月までの積立金の収益を考える。

<表5 小規模企業共済と定期預金の比較>

表5の小規模企業共済の列は、平成8年4月に改正される前の旧制度のもとにおける小規模企業共済の運用実績を『小規模企業共済の解説』を用いて計算している。平成8年4月に制度が改正され（新制度）運用利率が下げられたが、平成8年3月までに累積した掛金の元利合計は旧制度によって保証される。平成8年4月以降、旧制度で運用された元利合計分は年率1%（現在は、元利合計分が据え置きとなっている）で増加し、新たな掛金から新制度の適用を受ける。つまり、旧制度の運用実績はそのまま保証されることになり、小規模企業共済は今後とも過去に高い利回りを保証した分を支払い続けることを約束している。

ここでは、小規模企業共済が創設された昭和40年4月から平成7年12月までの30年9ヶ月にわたり、限度額一杯を掛けた場合の給付金額を計算している。掛金は月払いで

ある。小規模企業共済の掛金の上限は、制度の始まった昭和40年4月には月額5,000円であったが、昭和47年4月に月額1万円、昭和52年4月から月額3万円、昭和57年4月から月額5万円となり、平成元年4月からは月額7万円となっている。

給付金は、共済金Aと共済金Bに区分されて支給される。これらの区分は、共済金が支給される事由により共済金A及び共済金B並びに解約手当金（準共済というが、ここでは解約を前提としないため、共済金Aと共済金Bを対象とする）とに分かれて支給される。掛金の負担金額は同額であっても共済金が支給される事由により支給される金額が異なっている。共済金Aの給付は廃業給付といわれ、①個人事業主の事業廃止、事業譲渡、死亡、②会社の役員たる共済契約者の所属する会社の任意解散、破産、営業譲渡による退社が支給事由となる。共済金Bの給付は特別退職給付といわれ、①個人事業主の年齢が65歳以上となり掛金納付月数が180月を越えている場合、②会社の役員たる共済契約者が疾病、負傷、又は死亡による退職が支給事由となる。共済金Aの給付金の方が大きい。

小規模企業共済が創設された昭和40年4月から平成7年12月までの30年9ヶ月を小規模企業共済における掛金の上限の合計額1,269万円に対し、小規模企業共済の共済金Aの事由により受領した場合には、2,892万円となり、共済金Bの事由により受領した場合には2,318万円となる。一方、共済掛金の限度額を一年ものの定期預金で運用したとすれば、元利合計の手取金額は1,854万円にしかない。

表5の定期預金の計算で用いた利率は、日本銀行経済統計年報により昭和40年4月から平成7年12月までの1年の定期預金利率（平成5年以降においては、自由金利1年以上2年未満の金利を利率として採用している）を月割按分で計算した利率である。昭和63年4月より所得税制が改正されたため、昭和63年3月までは、少額貯蓄非課税制度（受取利息に対する税金は非課税）の適用を受けたものとして計算し、昭和63年4月以降は、一律分離課税方式（20%分離課税）の適用を受けたものとして計算している。また、掛け金が月払いであることを考慮して、一年定期預金金利が月割で適用されるものとして計算している。

小規模企業共済と定期預金による運用とを比べると、加入条件、共済金の掛金の額等の制約はあるものの、小規模企業共済を利用することにより資金が有利に運用されることは明らかである。具体的には、共済金Aの場合は約1,000万円有利に運用され、共済金Bの場合は約460万円有利に運用されている。共済金Aの場合は全期間を通じて年率7.7%の一年定期で運用した場合に等しく、共済金Bの場合は年率5.5%の一年定期の元利合計と

ほぼ等しくなる。

実際の小規模企業共済の設定利率は、昭和40年4月から平成8年3月迄は、年利6.6%になることを前提に算定されてきた。この利率は、何年かを除いて実際の一年ものの定期預金金利より高い。つまり小規模企業共済は、中小企業の事業主への退職金として老後の生活の安定を図るために、有利な金利を保証してきたことになる。このように市場金利よりも高い分は、将来的には税金によって補填されることになる。

さらに、ここで述べた運用利率の設定の優位性に加えて、小規模企業共済の税務上の取扱いを加味すると、運用益の差はさらに拡大する。次にこの点を論じる。

(2) 小規模企業共済の税務上の優位性

小規模企業共済の掛金は、所得税法第75条の規定により掛金の上限まで全額小規模企業共済共済等掛金控除として所得控除の対象となっており、共済掛金に対応する部分の所得税と所得税にリンクしている住民税（都道府県民税および市町村民税）の減額分が可処分所得を増大させる。この減額分のうち所得税について具体的に計算してみよう。

ここで、加入者の所得が、平均的な給与所得者の2.5倍程度と推計されるある特定の所得階層（A県歯科医療機関経営者）の平均所得に等しいと仮定する。歯科医療機関経営者は小規模企業共済加入者であり、掛金の限度額一杯まで利用している典型的な例である。この仮定のもとで、適用最高税率を求め所得税減税額を計算すると、昭和40年4月から平成7年12月までの所得税節税額の累積額は423万円となる（表6を参照）。

<表6 小規模企業共済の所得税節税額の例示>

計算方法は以下のとおりである。まず、各年度の申告所得者の平均所得額と平均所得控除額を『申告所得税の実態』（国税庁企画課）より求める。平均所得額から平均所得控除額を差し引けば平均課税所得を求めることができる（表6付表Bを参照）。この平均課税所得とA県歯科医療機関実態調査に基づく課税所得との倍率を平成5年から平成7年の3年間分求めることができた（表6の付表Aを参照）。その平均値は、2.459倍となる。この倍率を昭和40年から平成7年までの平均課税所得に乗じて得たのが、(C) x (D)であらわされている分析対象者の課税所得である。表6で想定している分析対象者は、申告所得者の平均課税所得の約2.5倍の課税所得を得ており、高所得者である。

さらに、各課税所得区分の最高税率を毎年の所得税構造から求めたものが、表6の”税率”であり、30%から42%の間に散らばっている。最後に、年度ごとに、共済掛金に最高税率を乗じることによって、各年度の所得税節税額を求めることができ、31年間の所得税節税額の累積額は432万円となる。

この計算には、この所得階層に適用されている住民税率15%（平成9年度）を考慮していないが、小規模企業共済の掛金負担による住民税節税額を加味すると、平成7年度の節税額（30年間にわたる試算のため、ここ数年適用のある所得税法の特別減税額は考慮していない）だけでも、378,000円（このうち所得税は252,000円）となる。つまり、住民税まで考慮すれば、ここでの分析対象者である高所得者（課税所得が平均の約2.5倍）は、小規模企業共済に加入することによって、31年間で少なくとも600万円程度を節税できたことになる。もし節税分を投資すれば、更に収益をあげられる。それゆえ、小規模企業共済は、加入して限度額一杯まで掛金を掛けることのできる高所得の個人事業者にとっては、高収益を期待できるだけでなく、非常に有利な節税貯蓄商品となっている。

5. 貯蓄性の準年金制度の改善

この論文では、厚生年金基金、適格退職年金、中小企業退職金共済、特定退職金共済、小規模企業共済、国民年金基金を、国民年金、厚生年金、共済年金を補完する準公的年金制度と位置づけ、そのうち小規模企業共済、国民年金基金が持つ問題点を具体的に指摘してきた。

厚生年金基金、適格退職年金、中小企業退職金共済、特定退職金は、基本的に企業に働く就業者を対象としており、強制加入である。掛金の負担者も厚生年金基金制度が事業主と本人の折半であるのを除いて、基本的には事業主が掛金を負担する。掛金額も法律あるいは労働協約等で決められており、個人が自由に決定できない。それゆえ、長期勤務者に有利な制度ではあるが、特定の高所得者優遇という見地からの問題は少ないように思われる。一方、小規模企業共済は所得比例年金のない事業主のための制度であるが、任意加入であり、掛金の額も月額千円以上7万円以内の範囲で自由に変更でき、準公的年金でありながら、個人貯蓄に近い。国民年金基金制度も、加入条件として国民年金第1号対象者であることが必要であるが、掛金の額も月額3万円以上6万8千円以内の範囲で自由に変更できる等、小規模企業共済と非常によく似た貯蓄性の強い制度である。

この論文では、準公的年金制度のうち特に貯蓄性が高いと思われる小規模企業共済を中

心にその制度上の問題点と税務上の問題点について詳述した。小規模企業共済の制度上の問題点として、加入及び退会等の制度上の問題点、加入の任意性と共済制度の掛金の選択が自由であるため、高所得者の資金運用の手段として利用される可能性が指摘された。

4節で示したように制度創設から現在までの運用益の総額について、定期預金と比べた場合、小規模企業共済の貯蓄手段としての優位性は非常に高い。約31年間で500万円（共済B）から1,000万円（共済A）も収益が大きくなる。また、税務上では、拠出段階において、小規模企業共済の共済掛金が月額7万円以内なら全額小規模企業共済等掛金控除の対象となっており、最大年額84万円までが所得控除の対象となる。民間の生命保険や個人年金に加入する場合（生命保険料控除の年額最高控除額は、生命保険料に対して5万円、個人年金保険料に対して5万円の合計10万円が限度額となっている）と比べると納税者に格段に有利な制度となっている。例えば、高所得者である歯科医が限度額一杯まで共済掛金をかけていた場合には、31年間で少なくとも600万円程度の節税効果が働く（表6を参照）。

このような小規模企業共済の性格を考慮すると、加入条件や給付条件を厳密にチェックしない限り、単に高所得者の有利な資金運用手段となる可能性が強く、中小事業者の老後の生活の安定を図るという設立の趣旨になじまない。実際、中小企業共済制度や国民年金基金制度は任意加入であるため、低所得の個人事業者の加入は少ない。田近・金子・林（1996）の第6章、第7章では、国民年金基金加入が個人にとって有利な投資であり、国民年金基金の収益率の高いのにもかかわらず、国民年金基金に実際に加入しているのは、国民年金加入者の3パーセント程度にとどまっていることが指摘されている。つまり、国民年金基金加入者が資金に余裕のある事業者中心であることが示唆されている。そして、高所得者に対して将来的に税の移転を伴う高額な給付が約束されているのである。

このような制度を税金を使って（小規模企業共済の平成9年度の運営費だけでも66億円）準公的な制度として運用し、税法上有利に扱う意味があるのであろうか。厚生年金や共済年金という所得比例の公的年金の民営化さえ論じられる時代である。任意加入で掛金の変更が自由にできる極めて貯蓄性の高い準公的年金制度である小規模企業共済や国民年金基金こそ、まず民営化の対象として考えられるべきであろう。

<参考文献>

- 足立雄一(1998)、「公的年金類似制度を巡る問題点」、1997年度名古屋市立大学大学院
修士論文。
- 大蔵省主税局税制第三課長監修(1987,1988)、『税法便覧』、税務研究会出版部。
- 太田弘子(1992)、「年金課税改革の方向」、『宮島洋編、税制改革の潮流』、有斐閣。
- 厚生統計協会(1996)、『保険と年金の動向・厚生指標』、財団法人厚生統計協会。
- 生命保険文化センター調査部調査第2課編(1996)、『平成7年度企業の福利厚生制度に関
する調査』、財団法人生命保険文化センター調査部調査第2課。
- 総理府社会保障制度審議会事務局編(1996)、『社会保障統計年報(平成7年版)』、法研。
- 第一生命保険相互会社編(1989)、『企業年金と経営・労務』、第一生命保険相互会社。
- 第一生命保険相互会社編(1988)、『企業年金の税務』、第一生命保険相互会社。
- 高山憲之・原田泰(1993)、『高齢化の中の金融と貯蓄』、日本評論社。
- 高山憲之(1980)、『不平等の経済分析』、東洋経済新報社。
- 田近栄治・金子能宏・林文子(1996)、『年金の経済分析』、東洋経済新報社。
- 橋本俊詔・下野恵子(1994)、『個人貯蓄とライフサイクル』、日本経済新聞社。
- 中小企業総合研究機構(1997)、『中小企業施策総覧(平成9年度版)』、中小企業庁。
- 通商産業省中小企業庁小規模企業部編(1995)、『新しい企業共済制度の解説』、通商産業
調査会出版部。
- 野口悠紀雄(1986)、「年金に対する課税について」、『一橋論叢』、第96巻、第1号、p.21-30。
- 野口悠紀雄(1984)、『税制改革の新設計』、日本経済新聞社。
- 長谷部秀孝(1993)、「高齢化と年金課税」、『季刊・社会保障研究』、第28巻、第2号、
p.153-160。
- 藤田晴(1989)、「企業年金税制の再検討」、『近畿大学、商経学叢』、第36巻、第1号、p.1-18。
- 藤田晴(1983)、「年金と所得税制」、『大阪大学経済学』、第34巻、第2・3号、p.52-62。
- 山田正次(1996)、『変革期の企業年金戦略』、日本経済新聞社。
- 山中秀樹(1996)、『中小企業退職金共済法の解説』、労働法令協会。

表 1 準公的年金制度

社外拠出年金	厚生年金基金	適格退職年金	中小企業退職金共済	特定退職金共済	小規模企業共済	国民年金基金
創 設	昭和40年	昭和37年	昭和34年	昭和34年	昭和40年	平成3年
規 模	1,874基金 1,228万人 (平成7年)	92,500社 1,040万人 (平成7年)	56万件 484万人 (平成7年)	全国統計不明 6,300件 3万9千人 (名古屋市、 平成7年)	在籍件数 221万人 (平成8年)	加入者 77万人 (平成7年)
加入資格企業等	従業員500人以上 等の単独、連合、総 合企業等	従業員15名以上の 企業	常用労働者300名 以下又は資本金1億 円以下等の企業	商工会議所、商工会 等税務署長等指定団 体の地区内の企業	従業員の数が20人 以下等の個人経営者 又は法人役員	都道府県を単位とす る地域型と同業者で 組織する職能型
加 入 原 因	就 業	就 業	就 業	就 業	加入者の意志	加入者の意志、...
年金負担金 及び 掛金月額	厚生年金と同様に給 料の額に応じて法定 されている	企業の退職金制度に 準じて企業が決定す る	2,000円 から 30,000円	1,000円 から 30,000円	1,000円 から 70,000円	30,000円 から 68,000円
掛金負担者	事業主と本人折半	事業主(注1)	事業主	事業主	本人	本人
年金給付利率	確定利率による 確定給付	確定利率による 確定給付	確定利率による 確定給付	確定利率による 確定給付	確定利率による 確定給付	確定利率による 確定給付
年金支給期間	有期給付 終身給付(注2)	有期給付10年 が一般的(注3)	有期給付 5年・10年	有期給付 5年	有期給付 10年・15年	有期給付 終身給付(注4)
監督官庁	厚生省	大蔵省・国税庁	労働省	大蔵省	通産省・中小企業庁	厚生省

- (注1) 原則的には、法人税法施行令第159条の規定により事業主が払い込むこととなっているが、法人税第84条の規定により従業員の掛金負担を実質的に認めている。所得税第35条の規定によれば、従業員の負担した適格退職年金負担金は、生命保険料控除が適用されることとなっている。
- (注2) 厚生年金保険を代行する部分は、終身年金である。厚生年金保険に上乘せする加算部分は、おおよそ50%以上を終身年金として給付すれば、残り部分を有期給付とすることが認められる。
- (注3) 必ずしも終身年金である必要はない。但し、加入者500人以下の適格退職年金が特別法人税の非課税措置の適用を受ける場合には、終身年金であることが条件とされる。
- (注4) 1口目は、終身年金と保証期間付き終身年金との選択。2口目以降からは、終身年金と有期年金とのいずれかの選択となっている。
- (注5) 各種データより作成

表 2 進公的年金制度に対する税制

— 平成 9 年現在 —

進公的年金制度種類		厚生年金基金	適格退職年金	中小企業退職共済	特定退職金共済	国民年金基金	国民年金基金
監督官庁		厚生省	大蔵省 国税庁	労働省	大蔵省	通産省 中小企業庁	厚生省
拠出段階	事業主負担分	非課税	非課税	非課税	非課税	—	—
	本人負担分	非課税(社会保険料控除)	課税(生命保険料控除)	—	—	非課税(社会保険料控除)	非課税(社会保険料控除)
積立段階		特別法人税(代行給付の2.7倍を超える積立金に対して1%)	特別法人税(従業員拠出分を除く積立金に対して1%)非課税有	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階	年金	課税(公的年金控除)	課税(本人拠出分を除き公的年金控除)	課税(公的年金控除)	課税(公的年金控除)	課税(公的年金控除)	課税(公的年金控除)
	一時金	退職所得扱い	退職所得扱い(本人拠出分を除く)	退職所得扱い	退職所得扱い	退職所得扱い	退職所得扱い
	遺族退職年金	なし(遺族一時金非課税)	相続税の対象	相続税の対象	相続税の対象	相続税の対象	相続税の対象

(注1) 藤田(昭和58年)、「年金と所得税制」を参考に各種データより作成

表 3 小規模企業共済の加入状況

(単位：件)

年 度	加入件数	解除件数	在籍件数
昭和40～56	1, 386, 772	312, 798	1, 073, 974
57	184, 753	47, 113	1, 211, 614
58	126, 998	55, 336	1, 288, 276
59	132, 406	58, 248	1, 357, 434
60	140, 603	61, 848	1, 436, 189
61	140, 805	68, 239	1, 508, 755
62	171, 288	63, 430	1, 616, 613
63	178, 249	65, 317	1, 729, 545
平成元	295, 404	72, 682	1, 952, 267
2	199, 837	84, 055	2, 068, 049
3	204, 039	96, 708	2, 175, 380
4	189, 866	121, 025	2, 244, 221
5	161, 792	141, 207	2, 264, 806
6	120, 807	127, 705	2, 257, 908
7	109, 431	138, 778	2, 228, 554
8	118, 181	132, 129	2, 216, 329
計	3, 821, 442	1, 615, 077	

(出所) 中小企業総合研究機構 (1997)、『中小企業施策総覧 (平成9年度版)』

表 4 小規模企業共済制度の規模
—他の準公的年金との比較—

平成 7年 3月末現在

制度の名称	規 模	総 資 産	一人当たり資産
小規模企業共済	在籍件数 223万人	5兆6千万円	250万円/人
厚生年金基金	1,842基金 1,220万人	38兆円	311万円/人
適格退職年金	9万2千社 1,070万人	17兆円	158万円/人

(注1) 各種資料より作成、一人当たり資産は総資産を規模(人員)で除して算出

表5 小規模企業共済制度と定期預金の運用の比較(注1)

年	共済掛金限度額		小規模企業共済(注2、3)		定期預金(注4、5)	
	掛金	掛金累積額	共済金A	共済金B	預金金利%	元利合計
40年	45,000	45,000	45,000	45,000	5.5000	45,928
41年	60,000	105,000	105,000	105,000	5.5000	110,104
42年	60,000	165,000	165,000	165,000	5.5000	177,810
43年	60,000	225,000	294,400	242,700	5.5000	249,239
44年	60,000	285,000	385,600	313,800	5.5000	324,598
45年	60,000	345,000	482,600	397,000	5.6667	404,691
46年	60,000	405,000	586,300	480,800	5.7500	489,686
47年	105,000	510,000	741,600	611,700	5.5417	624,732
48年	120,000	630,000	919,200	762,000	5.7292	783,962
49年	120,000	750,000	1,104,600	916,900	7.2917	965,501
50年	120,000	870,000	1,367,600	1,113,400	7.5833	1,163,268
51年	120,000	990,000	1,601,400	1,300,100	6.7500	1,365,838
52年	300,000	1,290,000	2,030,300	1,680,100	5.9583	1,756,157
53年	360,000	1,650,000	2,535,900	2,127,300	4.7500	2,208,125
54年	360,000	2,010,000	3,058,800	2,583,400	5.2500	2,693,501
55年	360,000	2,370,000	3,878,000	3,122,000	7.2708	3,262,429
56年	360,000	2,730,000	4,564,400	3,646,600	6.5000	3,846,187
57年	540,000	3,270,000	5,475,100	4,431,500	5.7917	4,624,582
58年	600,000	3,870,000	6,495,300	5,284,300	5.7500	5,507,746
59年	600,000	4,470,000	7,566,000	6,155,700	5.5208	6,428,382
60年	600,000	5,070,000	8,969,300	7,239,100	5.5000	7,398,443
61年	600,000	5,670,000	10,278,300	8,275,300	4.4617	8,341,922
62年	600,000	6,270,000	11,672,500	9,444,500	3.4825	9,242,877
63年	600,000	6,870,000	13,070,800	10,624,800	3.3900	10,117,855
平1年	780,000	7,650,000	14,650,600	11,809,000	3.7008	11,208,957
2年	840,000	8,490,000	16,855,200	13,544,700	4.4000	12,458,296
3年	840,000	9,330,000	18,896,500	15,139,600	5.9008	13,906,238
4年	840,000	10,170,000	21,334,100	17,064,400	4.2267	15,230,656
5年	840,000	11,010,000	23,746,400	18,953,500	2.9850	16,444,393
6年	840,000	11,850,000	26,316,400	20,929,000	1.8850	17,538,708
7年	840,000	12,690,000	28,920,800	23,175,400	1.0915	18,535,524

(注1) 昭和40年4月から平成7年12月までの掛金限度額を小規模企業共済と定期預金で運用した場合の運用した場合。単位は円。

(注2) 小規模企業共済では、3年未満の加入に関しては運用益をつけない。

(注3) 共済金Aは廃業給付、共済金Bは、特別退職給付である。詳しくは本文参照。

(注4) 定期預金については、昭和62年3月以前は、少額貯蓄非課税方式を適用し同年4月以降は、一律分離課税方式を適用している

(注5) 金利データは、日本銀行経済統計年報の定期預金1年ものの預金金利を適用、平成5年以降は自由金利1年以上2年未満の金利を適用している。
ただし、利率の変動は、月数按分により計算している。

表6 小規模企業共済の所得税節税額の例示

年	分析対象者の課税所得(C)×(D)	適用税率	共済掛金	所得税節税額
40年	2,400,234	35%	45,000	15,750
41年	2,326,456	35%	60,000	21,000
42年	2,397,775	35%	60,000	21,000
43年	2,786,337	40%	60,000	24,000
44年	3,275,729	38%	60,000	22,800
45年	3,848,736	34%	60,000	20,400
46年	4,193,031	30%	60,000	18,000
47年	4,628,320	34%	105,000	35,700
48年	5,066,067	38%	120,000	45,600
49年	6,713,769	30%	120,000	36,000
50年	8,076,197	38%	120,000	45,600
51年	8,629,529	38%	120,000	45,600
52年	9,411,573	38%	300,000	114,000
53年	10,186,238	42%	360,000	151,200
54年	10,928,933	42%	360,000	151,200
55年	10,894,504	42%	360,000	151,200
56年	10,638,741	42%	360,000	151,200
57年	10,434,623	42%	540,000	226,800
58年	9,571,424	38%	600,000	228,000
59年	9,143,514	35%	600,000	210,000
60年	8,671,336	35%	600,000	210,000
61年	8,747,573	35%	600,000	210,000
62年	9,094,329	35%	600,000	210,000
63年	9,566,506	35%	600,000	210,000
平1年	9,741,113	30%	780,000	234,000
平2年	9,406,654	30%	840,000	252,000
平3年	9,000,877	30%	840,000	252,000
平4年	9,089,410	30%	840,000	252,000
平5年	9,177,943	30%	840,000	252,000
平6年	9,030,388	30%	840,000	252,000
平7年	9,532,076	30%	840,000	252,000
合計			12,690,000	4,321,050

〈付表B〉平均課税所得

平均所得	平均所得控除	平均課税所得(D)
1,308,000	332,000	976,000
1,294,000	348,000	946,000
1,365,000	390,000	975,000
1,570,000	437,000	1,133,000
1,812,000	480,000	1,332,000
2,081,000	516,000	1,565,000
2,279,000	574,000	1,705,000
2,474,000	592,000	1,882,000
2,679,000	619,000	2,060,000
3,476,000	746,000	2,730,000
4,149,000	865,000	3,284,000
4,385,000	876,000	3,509,000
4,808,000	981,000	3,827,000
5,153,000	1,011,000	4,142,000
5,474,000	1,030,000	4,444,000
5,472,000	1,042,000	4,430,000
5,382,000	1,056,000	4,326,000
5,307,000	1,064,000	4,243,000
4,986,000	1,094,000	3,892,000
4,877,000	1,159,000	3,718,000
4,709,000	1,183,000	3,526,000
4,748,000	1,191,000	3,557,000
4,941,000	1,243,000	3,698,000
5,181,000	1,291,000	3,890,000
5,367,000	1,406,000	3,961,000
5,252,000	1,427,000	3,825,000
5,115,000	1,455,000	3,660,000
5,181,000	1,485,000	3,696,000
5,223,000	1,491,000	3,732,000
5,157,000	1,485,000	3,672,000
5,460,000	1,584,000	3,876,000

〈付表A〉分析対象者の所得

	平均所得(A)	分析対象者の所得(B)	(B)÷(A)
平5年	5,223,000	13,333,000	2.553
平6年	5,157,000	12,554,000	2.434
平7年	5,460,000	13,053,000	2.391
		平均値(C)	2.459

(出所) 所得:『申告所得税の実態』国税庁企画課 各年度版
 税率:『財政金融統計月報・租税特集』大蔵省 各年度版
 分析対象者:『平成8年度 A県 歯科医療機関実態調査』地区別損益計算書による

計算方法 申告所得税の実態の平均所得から平均所得控除を差し引いた課税所得と階層所得との平成5年から平成7年間の比の平均値から分析対象者の課税所得を求める。次に、対応する所得税率を財政金融統計月報によって求め、当該税率を共済掛金に乗じて所得税節税額を計算する。